

福島県監査委員事務局障がい者活躍推進計画

令和2年3月27日策定

機関名	福島県監査委員事務局
任命権者	福島県監査委員
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
福島県監査委員事務局における障害者雇用に関する課題	<p>福島県監査委員事務局は、常勤職員については知事部局からの出向者が配置され、募集・採用は行っていない。</p> <p>また、会計年度任用職員については、障がいの有無を区別せず募集しているが、例年の募集人数は1名のみである。</p> <p>障がい者である職員を現に雇用しておらず、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
1. 採用に関する目標	<p>○障がい者雇用の推進に関する事務局職員の理解を促進する。</p> <p>○会計年度任用職員の募集は、引き続き、障がいの有無を区別せず実施する。</p>
2. 定着に関する目標	なし
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、監査委員事務局長を選任する。</p> <p>○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。</p> <p>○職員に対し、障がいに関する理解促進・啓発のための資料を広く配付する。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○計画期間中に障がいを有する職員の配置・採用があった場合は、合理的配慮指針を踏まえつつ、当該職員との相互理解の下で、当該職員が負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○会計年度任用職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除せず、かつ特定の障がいに限定しない。 ・自力で通勤できることといった条件を設定しない。 ・介助者なしで職務への従事が可能といった条件を設定しない。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定しない。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施しない。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。

※ 本計画における用語の使用に関して、原則「障がい者」を使用するが、法令等で規定のあるものについては「障害者」を使用する。